

(新) 令和8年改定 (R8.6.1より適用)	(旧) 令和6年改定時
<p>施設基準通知（病理に係るもの）</p> <p>【第21 遺伝カウンセリング加算】は削除 され</p> <p>「第2章 特掲診療料 第3部検査」から 「第1章 基本診療料 第2部 入院料 等」の「B001-11 遺伝性疾患療養指導管 理料（新設）」に統合されました。</p>	<p>施設基準通知（病理に係るもの）</p> <p>【第21 遺伝カウンセリング加算】</p> <p>1 遺伝カウンセリング加算に関する施設 基準</p> <p>(1) 遺伝カウンセリングを要する診療に 係る経験を3年以上有する常勤の医師が1 名以上配置されていること。なお、週3日 以上常態として勤務しており、かつ、所定 労働時間が週22時間以上の勤務を行って いる非常勤医師（遺伝カウンセリングを要 する診療に係る経験を3年以上有する医師 に限る。）を2名以上組み合わせること により、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯 にこれらの非常勤医師が配置されている場 合には、当該基準を満たしていることとみ なすことができる。</p> <p>(2) 遺伝カウンセリングを年間合計20例 以上実施していること。</p> <p>2 遠隔連携遺伝カウンセリングに係る施 設基準</p> <p>(1) 1に係る届出を行っている保険医療 機関であること。</p> <p>(2) オンライン指針に沿って診療を行う 体制を有する保険医療機関であること。</p> <p>3 届出に関する事項</p> <p>(1) 遺伝カウンセリング加算の施設基準 に係る届出は別添2の様式23を用いるこ と。</p> <p>(2) 「2」については、当該基準を満た していればよく、特に地方厚生（支）局長 に対して、届出を行う必要はないこと。</p> <p>【第21の2 遺伝性腫瘍カウンセリング加 算】</p>

<p>【第 29 の 3 センチネルリンパ節生検（片側）】</p> <p>1 センチネルリンパ節生検（片側）に関する施設基準</p> <p>(1) 乳腺外科又は外科の経験を5年以上有しており、乳癌センチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として5症例以上経験している医師が配置されていること。</p> <p>(2) 当該保険医療機関が乳腺外科又は外科及び放射線科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が2名以上配置されていること。ただし、「2 単独法」のうち、色素のみによるもののみを実施する施設にあっては、放射線科を標榜していなくても差し支えない。</p> <p>(3) の右文章は削除</p> <p>(3) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。ただし、保険医療機関間の連携による病理診断に関する施設基準を届け出ている保険医療機関にあっては、病理医が配置されていなくても差し支えない。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>センチネルリンパ節生検（片側）の施設基</p>	<p>1 遺伝性腫瘍カウンセリング加算に関する施設基準</p> <p>がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院又はがんゲノム医療連携病院であること。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>遺伝性腫瘍カウンセリング加算の施設基準に係る届出は別添2の様式23の4を用いること。</p> <p>【第 29 の 3 センチネルリンパ節生検（片側）】</p> <p>1 センチネルリンパ節生検（片側）に関する施設基準</p> <p>(1) 乳腺外科又は外科の経験を5年以上有しており、乳癌センチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として5症例以上経験している医師が配置されていること。</p> <p>(2) 当該保険医療機関が乳腺外科又は外科及び放射線科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が2名以上配置されていること。ただし、「2 単独法」のうち、色素のみによるもののみを実施する施設にあっては、放射線科を標榜していなくても差し支えない。</p> <p>(3) 麻酔科標榜医が配置されていること。</p> <p>(4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>センチネルリンパ節生検（片側）の施設基</p>
---	--

<p>準に係る届出は、別添2の様式31の3及び様式52を用いること。</p> <p>【第57の8 皮膚悪性腫瘍切除術（皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）】</p> <p>1 皮膚悪性腫瘍切除術（皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）の施設基準</p> <p>(1) 皮膚科、形成外科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科の経験を5年以上有しており、皮膚悪性腫瘍切除術における皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に術者として5症例以上経験している医師が配置されていること。</p> <p>(2) 当該保険医療機関が皮膚科、形成外科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科及び放射線科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が配置されていること。</p> <p>(3) 麻酔科標榜医が配置されていること。</p> <p>(4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>皮膚悪性腫瘍切除術（皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）の</p> <p>施設基準に係る届出は、別添2の様式50の4及び様式52を用いること。</p> <p>【第78の2の2の1の2 女子外性器悪性腫瘍手術（女子外性器悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）】</p> <p>1 女子外性器悪性腫瘍手術（女子外性器</p>	<p>準に係る届出は、別添2の様式31の3及び様式52を用いること。</p> <p>【第57の8 皮膚悪性腫瘍切除術（皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）】</p> <p>1 皮膚悪性腫瘍切除術（皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）の施設基準</p> <p>(1) 皮膚科、形成外科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科の経験を5年以上有しており、皮膚悪性腫瘍切除術における皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に術者として5症例以上経験している医師が配置されていること。</p> <p>(2) 当該保険医療機関が皮膚科、形成外科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科及び放射線科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が配置されていること。</p> <p>(3) 麻酔科標榜医が配置されていること。</p> <p>(4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>皮膚悪性腫瘍切除術（皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）の</p> <p>施設基準に係る届出は、別添2の様式50の4及び様式52を用いること。</p> <p>【第78の2の2の1の2 女子外性器悪性腫瘍手術（女子外性器悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）】</p> <p>1 女子外性器悪性腫瘍手術（女子外性器</p>
---	---

<p>悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。)に関する施設基準</p> <p>(1) 産婦人科又は婦人科の経験を5年以上有しており、女子外性器悪性腫瘍手術における女子外性器悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として3例以上経験している医師が配置されていること。</p> <p>(2) 産婦人科又は婦人科及び放射線科を標榜している保険医療機関であり、当該診療科において常勤の医師が配置されていること。</p> <p>(3) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>女子外性器悪性腫瘍手術(女子外性器悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。)の施設基準に係る届出は、別添2の様式52及び様式87の65を用いること。</p> <p>【第78の3の1の2 子宮悪性腫瘍手術(子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算1又は子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算2を算定する場合に限る。)]</p> <p>1 子宮悪性腫瘍手術(子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算1又は子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算2を算定する場合に限る。)に関する施設基準</p> <p>(1) 産婦人科又は婦人科の経験を5年以上有しており、子宮悪性腫瘍手術における子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として5症例以上経験している医師が配置されていること。</p>	<p>悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。)に関する施設基準</p> <p>(1) 産婦人科又は婦人科の経験を5年以上有しており、女子外性器悪性腫瘍手術における女子外性器悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として3例以上経験している医師が配置されていること。</p> <p>(2) 産婦人科又は婦人科及び放射線科を標榜している保険医療機関であり、当該診療科において常勤の医師が配置されていること。</p> <p>(3) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>女子外性器悪性腫瘍手術(女子外性器悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。)の施設基準に係る届出は、別添2の様式52及び様式87の65を用いること。</p>
---	---

(2) 当該保険医療機関が産婦人科又は婦人科を標榜しているとともに、放射線科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が2名以上配置されていること。

(3) 麻酔科標榜医が配置されていること。

(4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。

(5) 関係学会の定める指針を遵守していること。

2 届出に関する事項

子宮悪性腫瘍手術（子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算1又は子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算2を算定する場合に限る。）の施設基準に係る届出は、別添2の様式71の6を用いること。

【第84の3 保険医療機関間の連携による病理診断】

1 保険医療機関間の連携による病理診断に関する施設基準

(1) 標本、検体又はデジタル病理画像（以下「標本等」という。）の送付又は送信側（検体採取が行われる保険医療機関）においては、病理診断業務について5年以上の経験を有し、病理標本作製を行うことが可能な常勤の検査技師（臨床検査技師又は衛生検査技師）が1名以上配置されていることが望ましい。

(2) 標本等の受取又は受信側（病理標本等の観察及び評価が行われる保険医療機関）においては、次に掲げる基準を全て満たしていること。

ア 病理診断管理加算、悪性腫瘍病理組織標本加算又は口腔病理診断管理加算の届出を行っている施設であること。

【第84の3 保険医療機関間の連携による病理診断】

1 保険医療機関間の連携による病理診断に関する施設基準

(1) 標本、検体又はデジタル病理画像（以下「標本等」という。）の送付又は送信側（検体採取が行われる保険医療機関）においては、病理診断業務について5年以上の経験を有し、病理標本作製を行うことが可能な常勤の検査技師（臨床検査技師又は衛生検査技師）が1名以上配置されていることが望ましい。

(2) 標本等の受取又は受信側（病理標本等の観察及び評価が行われる保険医療機関）においては、次に掲げる基準を全て満たしていること。

ア 病理診断管理加算、悪性腫瘍病理組織標本加算又は口腔病理診断管理加算の届出を行っている施設であること。

<p>イ 特定機能病院、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院、基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関又は病理診断科を標榜する医療機関であること。</p> <p>ウ イに掲げる医療機関のうち、特定機能病院、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院及び基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関以外の医療機関であって、病理診断科を標榜する医療機関における病理診断に当たっては、同一の病理組織標本等について、病理診断を専ら担当する複数の常勤の医師又は常勤の歯科医師が観察を行い、診断を行う体制が整備されていること。なお、診断に当たる医師又は歯科医師のうち少なくとも1名以上は、病理診断の経験を7年以上有していること。</p> <p>エ 病理標本が送付される場合においては、受取側の保険医療機関に送付される病理標本について、別添2の様式79の2に定める計算式により算出した数値が100分の80以下であること。</p> <p>オ デジタル病理画像の観察及び評価を行う場合は、デジタル病理画像による病理診断の施設基準に係る届出を行っていること。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>保険医療機関間の連携による病理診断の施設基準に係る届出は、別添2の様式79の2を用いること。</p> <p>【第84の4 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製】</p> <p>1 保険医療機関間の連携におけるデジタ</p>	<p>イ 特定機能病院、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院、基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関又は病理診断科を標榜する医療機関であること。</p> <p>ウ イに掲げる医療機関のうち、特定機能病院、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院及び基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関以外の医療機関であって、病理診断科を標榜する医療機関における病理診断に当たっては、同一の病理組織標本等について、病理診断を専ら担当する複数の常勤の医師又は常勤の歯科医師が観察を行い、診断を行う体制が整備されていること。なお、診断に当たる医師又は歯科医師のうち少なくとも1名以上は、病理診断の経験を7年以上有していること。</p> <p>エ 病理標本が送付される場合においては、受取側の保険医療機関に送付される病理標本について、別添2の様式79の2に定める計算式により算出した数値が100分の80以下であること。</p> <p>オ デジタル病理画像の観察及び評価を行う場合は、デジタル病理画像による病理診断の施設基準に係る届出を行っていること。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>保険医療機関間の連携による病理診断の施設基準に係る届出は、別添2の様式79の2を用いること。</p> <p>【第84の4 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製】</p> <p>1 保険医療機関間の連携におけるデジタ</p>
--	--

<p>ル病理画像による術中迅速病理組織標本作製に関する施設基準</p> <p>(1) 送信側（検体採取が行われる保険医療機関）においては、病理診断業務の経験5年以上を有し、凍結切片を作製することが可能な常勤の検査技師（臨床検査技師又は衛生検査技師）が1名以上配置されていること。</p> <p>(2) 受信側（病理診断が行われる保険医療機関）においては、病理診断を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師が勤務する特定機能病院、臨床研修指定病院又はへき地医療拠点病院であること。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製の施設基準に係る届出は、別添2の様式80を用いること。</p> <p>【第84の5 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診】</p> <p>1 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診に関する施設基準</p> <p>(1) 送信側（検体採取が行われる保険医療機関）においては、病理診断業務の経験5年以上を有し、細胞診の経験を十分に有する常勤の検査技師（臨床検査技師又は衛生検査技師）が1名以上配置されていること。</p> <p>(2) 受信側（病理診断が行われる保険医療機関）においては、病理診断を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師が勤務する特定機能病院、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院又は基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険</p>	<p>ル病理画像による術中迅速病理組織標本作製に関する施設基準</p> <p>(1) 送信側（検体採取が行われる保険医療機関）においては、病理診断業務の経験5年以上を有し、凍結切片を作製することが可能な常勤の検査技師（臨床検査技師又は衛生検査技師）が1名以上配置されていること。</p> <p>(2) 受信側（病理診断が行われる保険医療機関）においては、病理診断を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師が勤務する特定機能病院、臨床研修指定病院又はへき地医療拠点病院であること。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製の施設基準に係る届出は、別添2の様式80を用いること。</p> <p>【第84の5 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診】</p> <p>1 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診に関する施設基準</p> <p>(1) 送信側（検体採取が行われる保険医療機関）においては、病理診断業務の経験5年以上を有し、細胞診の経験を十分に有する常勤の検査技師（臨床検査技師又は衛生検査技師）が1名以上配置されていること。</p> <p>(2) 受信側（病理診断が行われる保険医療機関）においては、病理診断を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師が勤務する特定機能病院、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院又は基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険</p>
--	--

医療機関であること。

2 届出に関する事項

保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診の施設基準に係る届出は、別添2の様式80を用いること。

【第84の6 デジタル病理画像による病理診断に関する施設基準】

1 デジタル病理画像による病理診断に関する施設基準

(1) 病理診断管理加算又は口腔病理診断管理加算に係る届出を行っている施設であること。

(2) デジタル病理画像の作成及び管理を行うにつき、十分な体制を整備していること。

2 届出に関する事項

デジタル病理画像による病理診断の施設基準に係る届出は、別添2の様式80の2を用いること。

【第21 遺伝カウンセリング加算】は削除され

「第2章 特掲診療料 第3部検査」から「第1章 基本診療料 第2部 入院料等」の「B001-11 遺伝性疾患療養指導管理料（新設）」に統合されました。

医療機関であること。

2 届出に関する事項

保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診の施設基準に係る届出は、別添2の様式80を用いること。

【第84の6 デジタル病理画像による病理診断に関する施設基準】

1 デジタル病理画像による病理診断に関する施設基準

(1) 病理診断管理加算又は口腔病理診断管理加算に係る届出を行っている施設であること。

(2) デジタル病理画像の作成及び管理を行うにつき、十分な体制を整備していること。

2 届出に関する事項

デジタル病理画像による病理診断の施設基準に係る届出は、別添2の様式80の2を用いること。

【第84の7 ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の注に規定する病理診断の遺伝カウンセリング加算】

1 ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の注に規定する病理診断の遺伝カウンセリング加算に関する施設基準第21の遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っていること。

2 届出に関する事項

第21の遺伝カウンセリング加算の届出を行っていればよく、ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の注に規定する病理診断の遺伝カウンセ

【第 84 の 8 病理診断管理加算】

1 病理診断管理加算 1 に関する施設基準

- (1) 病理診断科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 病理診断を専ら担当する常勤の医師（専ら病理診断を担当した経験を 5 年以上有するものに限る。）が 1 名以上配置されていること。なお、病理診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において病理標本の作製又は病理診断に携わっている者をいう。
- (3) 病理標本作製及び病理診断の精度管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (4) 年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備えていること等を満たしていることが望ましい。

2 病理診断管理加算 2 に関する施設基準

- (1) 病理診断科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 病理診断を専ら担当する常勤の医師（専ら病理診断を担当した経験を 5 年以上有するものに限る。）が 1 名以上及び病理診断を専ら担当する常勤の医師（専ら病理診断を担当した経験を 7 年以上有するものに限る。）が 1 名以上配置されていること。なお、病理診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において病理標本の作製又は病理診断に携わっている者をいう。
- (3) 病理標本作製及び病理診断の精度管理を行うにつき十分な体制が整備されている病院であること。
- (4) 年間の剖検数・生検数が十分にある

リング加算として特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

【第 84 の 8 病理診断管理加算】

1 病理診断管理加算 1 に関する施設基準

- (1) 病理診断科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 病理診断を専ら担当する常勤の医師（専ら病理診断を担当した経験を 5 年以上有するものに限る。）が 1 名以上配置されていること。なお、病理診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において病理標本の作製又は病理診断に携わっている者をいう。
- (3) 病理標本作製及び病理診断の精度管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (4) 年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備えていること等を満たしていることが望ましい。

2 病理診断管理加算 2 に関する施設基準

- (1) 病理診断科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 病理診断を専ら担当する常勤の医師（専ら病理診断を担当した経験を 5 年以上有するものに限る。）が 1 名以上及び病理診断を専ら担当する常勤の医師（専ら病理診断を担当した経験を 7 年以上有するものに限る。）が 1 名以上配置されていること。なお、病理診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において病理標本の作製又は病理診断に携わっている者をいう。
- (3) 病理標本作製及び病理診断の精度管理を行うにつき十分な体制が整備されてい

こと、剖検室等の設備や必要な機器等を備えていること等を満たしていること。

(5) 臨床医及び病理医が参加し、個別の剖検例について病理学的見地から検討を行うための会合（CPC：Clinicopathological Conference）を少なくとも年2回以上行っていること。

(6) 同一の病理組織標本について、病理診断を専ら担当する複数の常勤の医師が鏡検し、診断を行う体制が整備されていること。なお、診断に当たる医師のうち少なくとも1名以上は専ら病理診断を担当した経験を5年以上有すること。

3 届出に関する事項

病理診断管理加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式80の2を用いること。

【第84の9 悪性腫瘍病理組織標本加算に関する施設基準】

1 悪性腫瘍病理組織標本加算に関する施設基準

病理診断管理加算又は口腔病理診断管理加算に係る届出を行っている施設であるか、以下の全てを満たす施設であること。

(1) 病理診断科を標榜している保険医療機関であること。

(2) 専ら病理診断を担当した経験を7年以上有する医師が1名以上配置されていること。

(3) 病理標本作製及び病理診断の精度管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(4) 年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備えていること等を満たしていることが望ましい。

る病院であること。

(4) 年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備えていること等を満たしていること。

(5) 臨床医及び病理医が参加し、個別の剖検例について病理学的見地から検討を行うための会合（CPC：Clinicopathological Conference）を少なくとも年2回以上行っていること。

(6) 同一の病理組織標本について、病理診断を専ら担当する複数の常勤の医師が鏡検し、診断を行う体制が整備されていること。なお、診断に当たる医師のうち少なくとも1名以上は専ら病理診断を担当した経験を5年以上有すること。

3 届出に関する事項

病理診断管理加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式80の2を用いること。

【第84の9 悪性腫瘍病理組織標本加算に関する施設基準】

1 悪性腫瘍病理組織標本加算に関する施設基準

病理診断管理加算又は口腔病理診断管理加算に係る届出を行っている施設であるか、以下の全てを満たす施設であること。

(1) 病理診断科を標榜している保険医療機関であること。

(2) 専ら病理診断を担当した経験を7年以上有する医師が1名以上配置されていること。

(3) 病理標本作製及び病理診断の精度管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(4) 年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備

<p>2 届出に関する事項 悪性腫瘍病理組織標本加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式80の2を用いること。</p> <p>【第84の10 国際標準病理診断管理加算】（新設）</p> <p>1 国際標準病理診断管理加算の施設基準 （1）国際標準化機構が定めた病理診断に関する国際規格に基づく技術能力の認定を受けていること。 （2）病理診断を当該保険医療機関以外の施設に委託する場合には、同様の認定を受けている他の保険医療機関に委託していることが望ましい。</p> <p>2 届出に関する事項 （1）国際標準病理診断管理加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式80の2を用いること。 （2）国際標準化機構が定めた病理診断に関する国際規格に基づく技術能力の認定を受けていることを証する文書の写しを添付すること。</p> <p>【第84の11 口腔病理診断管理加算】</p> <p>1 口腔病理診断管理加算1に関する施設基準 （1）病理部門又は口腔病理部門が設置されており、口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師（専ら口腔病理診断を担当した経験を7年以上有するものに限る。）が1名以上配置されていること。なお、口腔病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師とは、勤務時間の大部分において病理標本の作製又は病理診断に携わっている者をいう。</p>	<p>えていること等を満たしていることが望ましい。</p> <p>2 届出に関する事項 悪性腫瘍病理組織標本加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式80の2を用いること。</p> <p>【第84の10 口腔病理診断管理加算】</p> <p>1 口腔病理診断管理加算1に関する施設基準 （1）病理部門又は口腔病理部門が設置されており、口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師（専ら口腔病理診断を担当した経験を7年以上有するものに限る。）が1名以上配置されていること。なお、口腔病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師とは、勤務時間の大部分において</p>
---	--

(2) 口腔病理標本作製及び口腔病理診断の精度管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3) 年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備えていること等を満たしていることが望ましい。

2 口腔病理診断管理加算2に関する施設基準

(1) 病理部門又は口腔病理部門が設置されており、口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師（専ら口腔病理診断を担当した経験7年以上有するものに限る。）が1名以上及び口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師（専ら口腔病理診断を担当した経験を10年以上有する者に限る。）が1名以上配置されていること。なお、口腔病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師とは、勤務時間の大部分において病理標本の作製又は病理診断に携わっている者をいう。

(2) 口腔病理標本作製及び病理診断の精度管理を行うにつき十分な体制が整備されている病院であること。

(3) 年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備えていること等を満たしていること。

(4) 臨床医及び病理医が参加し、個別の剖検例について病理学的見地から検討を行うための会合（CPC：Clinicopathological Conference）を少なくとも年2回以上行っていること。

(5) 同一の病理標本について、口腔病理診断を専ら担当する複数の常勤の歯科医師又は医師が鏡検し、診断を行う体制が整備されていること。なお、診断に当たる歯科

病理標本の作製又は病理診断に携わっている者をいう。

(2) 口腔病理標本作製及び口腔病理診断の精度管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3) 年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備えていること等を満たしていることが望ましい。

2 口腔病理診断管理加算2に関する施設基準

(1) 病理部門又は口腔病理部門が設置されており、口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師（専ら口腔病理診断を担当した経験7年以上有するものに限る。）が1名以上及び口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師（専ら口腔病理診断を担当した経験を10年以上有する者に限る。）が1名以上配置されていること。なお、口腔病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師とは、勤務時間の大部分において病理標本の作製又は病理診断に携わっている者をいう。

(2) 口腔病理標本作製及び病理診断の精度管理を行うにつき十分な体制が整備されている病院であること。

(3) 年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備えていること等を満たしていること。

(4) 臨床医及び病理医が参加し、個別の剖検例について病理学的見地から検討を行うための会合（CPC：Clinicopathological Conference）を少なくとも年2回以上行っていること。

(5) 同一の病理標本について、口腔病理診断を専ら担当する複数の常勤の歯科医師

<p>医師又は医師のうち1名以上は口腔病理診断を専ら担当した経験を7年以上有していること。</p> <p>3 届出に関する事項</p> <p>口腔病理診断管理加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式80の3を用いること。</p>	<p>又は医師が鏡検し、診断を行う体制が整備されていること。なお、診断に当たる歯科医師又は医師のうち1名以上は口腔病理診断を専ら担当した経験を7年以上有していること。</p> <p>3 届出に関する事項</p> <p>口腔病理診断管理加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式80の3を用いること。</p>
--	--